令和8年度

介護保険施設等集団指導

－福祉用具系－



令和8年度

介護保険施設等集団指導

ー福祉用具系ー

本動画の指導対象サービス

①福祉用具貸与
②特定福祉用具販売



1　運営基準に係る留意事項について

(1)高齢者虐待防止の推進について①

Point

高齢者虐待が発生していない場合においても、
虐待の発生又はその再発を防止するための**全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）**を講じてください。

福祉用具貸与については令和9年４月１日以降、以下の措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の1%の減算となります。

- **虐待防止検討委員会**の定期的な開催。
- **虐待防止のための指針**の整備。
- 虐待防止のための**研修の定期実施（年１回以上）**
- 虐待防止を適正に実施するための**担当者の設置**

1　運営基準に係る留意事項について

(1)高齢者虐待防止の推進について②

Point

虐待の防止のための指針には、次の項目をすべて盛り込んでください。

① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
⑥ **成年後見制度の利用支援に関する事項**
⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
⑧ **利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**
⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（⑥記載例）
利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。　など

1　運営基準に係る留意事項について

(2)衛生管理について①

Point

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、
おおむね**６月に１回以上開催するとともに、**
その結果について従業者に周知徹底を図ってください。

・おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。

・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

1　運営基準に係る留意事項について

(2)衛生管理について②

Point

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を
定期的に（年１回以上）実施するとともに、記録に残してください。

※感染症の業務継続計画（BCP）にかかる研修及び訓練（シミュレーション）と
一体的に実施可

【訓練（シミュレーション）の例】
・手洗いの実習訓練
・防護服着脱訓練
・感染症が発生した場合を想定した机上訓練

1　運営基準に係る留意事項について

(3)業務継続計画について

Point

業務継続計画に基づく**研修及び訓練を**
定期的に（年１回以上）実施してください。

【研修】災害・感染症の区別なく、年１回以上の実施。
【訓練】災害・感染症の区別なく、年１回以上の実施。
（研修と訓練はそれぞれ実施する必要があります。）

※感染症の業務継続計画（BCP）にかかる研修、訓練（シミュレーション）は
感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練と一体的に実施可

【訓練（シミュレーション）の例】
・手洗いの実習訓練
・防護服着脱訓練
・災害時の連絡網での連絡訓練
・感染症・災害が発生した場合を想定した机上訓練

参考：厚生労働省「**介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修**」

1　運営基準に係る留意事項について

(4)個人情報の使用について

Point

利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意を、**
利用者の家族の個人情報を用いる場合は**当該家族の同意を、**
あらかじめ文書により得ておいてください。

契約書記入例

以上のとおり、居宅介護サービス（又は介護予防サービス）に関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、
それぞれ１部ずつ保有

年　月　日

契約書とは別に、
個人情報の利用同意書を
作成することでも構いません。

（利用者）私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。
また、第１２条第３項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。
利 用 者　住 所
氏 名

（代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。
署名代行者　住 所
氏 名
本人との続柄

代理人欄にサインをいただくだけではなく、**家族代表**から**個人情報の利用**について**同意を得て**ください。

（家族代表）私は、第１２条第３項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。
家族代表　住 所
氏 名

※利用者の家族の個人情報の同意欄については、契約書とは別に個人情報の同意書を作成し、利用者の家族から同意を得る場合は不要。

1　運営基準に係る留意事項について

(5)重要事項のウェブサイト掲載について①

Point

事業所の**ウェブサイト**、または介護サービス情報の公表の
「事業所の特色」ページにおいて、**重要事項を公表**してください。

- 令和７年４月１日より掲載が義務化。
- **重要事項**＝運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用者のサービスの選択に資すると認められる事項
- 自社のウェブサイトを所持していない事業所は、介護サービス情報の公表を活用する等して掲載してください。

1　運営基準に係る留意事項について

(5)重要事項のウェブサイト掲載について②

介護サービス情報の公表システムにログイン

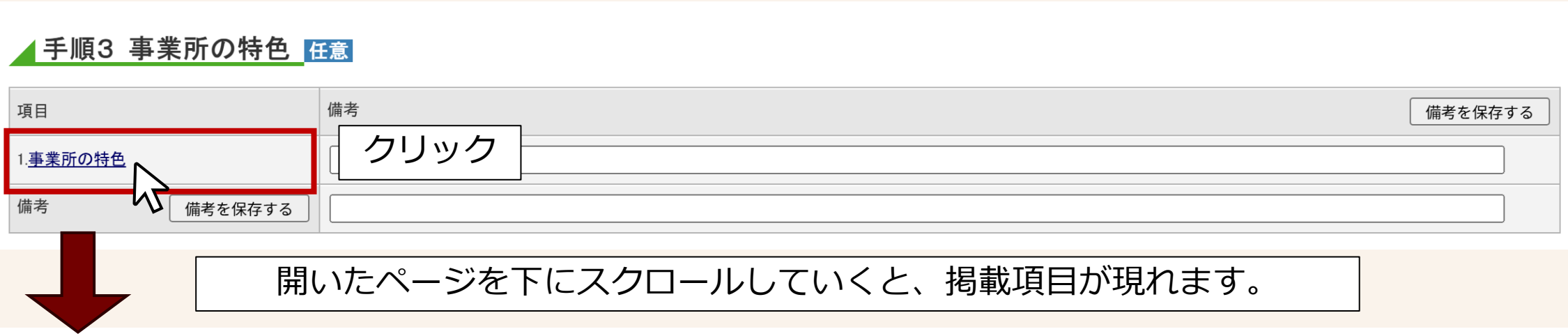

開いたページを下にスクロールしていくと、掲載項目が現れます。



1　運営基準に係る留意事項について

（6）福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画について①

Point

サービス提供に当たっては、
福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画を作成し、
サービス提供前に**利用者の同意**を得てください。

- 福祉用具貸与・販売いずれも利用する利用者に対しては、貸与・販売の**一体的な計画**を作成してください。
- 福祉用具貸与計画等の作成にあたっては、**利用者又はその家族に対して説明**し、**利用者の同意**を得てください。
- 福祉用具貸与計画等を作成した場合は、**利用者に交付**してください。

1　運営基準に係る留意事項について

（6）福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画について②（対象：福祉用具貸与）

Point

福祉用具貸与計画に、
福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を
記載してください。

・福祉用具貸与計画記載事項
- ●福祉用具の利用目標
- ●具体的な福祉用具の機種
- ●当該機種を選定した理由
- ●当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）
- ●その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）

・福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から**６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い**、継続の必要性について検討してください。

2　介護報酬に係る留意事項について

(1)軽度者に対する対象外種目の貸与について(対象:福祉用具貸与)

Point

要介護認定における基本調査結果に基づいて、
軽度者に対して対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、
認定調査票の必要な部分の写しをサービス記録と併せて**保存**してください。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞
・車いす（付属品含む）　・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具　・体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具の部分を除く）　・自動排泄処理装置（※）
（※）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護２及び要介護３の者も、原則給付の対象外。

軽度者が対象外種目を使用できる場合

市町村が医師の所見等を書面等で確認の上、要否を判断した場合

要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果により、貸与が必要であると認められる場合

- ①担当ケアマネジャーから認定調査票の写しを入手
- ②本人から調査票の写しを入手

→いずれの場合も、
確認に用いた文書については
サービス記録と併せて保存
してください。

＜参考＞厚生労働省「要支援・要介護１の方に対する貸与について」

集団指導（福祉用具系）は以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

